

# 佐賀県有機農業推進計画 (第3次)

令和5年2月

佐 賀 県

~~~~目次~~~~

|            |                        |       |           |
|------------|------------------------|-------|-----------|
| <b>第 1</b> | <b>策定にあたって</b>         | ..... | <b>2</b>  |
| 1          | 計画策定の趣旨                |       |           |
| 2          | 計画の期間                  |       |           |
| <b>第 2</b> | <b>有機農業の現状と課題</b>      | ..... | <b>4</b>  |
| <b>第 3</b> | <b>有機農業の推進に関する目標</b>   | ..... | <b>5</b>  |
| 1          | 農業者の取組拡大               |       |           |
| 2          | 技術開発等の促進               |       |           |
| 3          | 消費者の理解の促進              |       |           |
| <b>第 4</b> | <b>施策の展開方向</b>         | ..... | <b>6</b>  |
| 1          | 農業者の取組拡大               |       |           |
| 2          | 技術開発等の促進               |       |           |
| 3          | 消費者の理解の促進              |       |           |
| <b>第 5</b> | <b>推進体制の整備</b>         | ..... | <b>9</b>  |
| 1          | 県における推進体制              |       |           |
| 2          | 市町、農業団体、民間等との連携        |       |           |
| <b>第 6</b> | <b>その他有機農業推進に必要な事項</b> | ..... | <b>10</b> |
| 1          | 有機農業者等の意見の反映           |       |           |
| 2          | 調査の実施                  |       |           |
| 3          | 推進計画の見直し               |       |           |

# 第1 策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

私たちのふるさと佐賀県は、北に玄界灘、南に有明海という特徴の異なる二つの海を持ち、また、豊かな緑と美しい棚田を抱えた脊振山系や多良岳山系などの中山間地と、クリークが縦横に走る肥沃な佐賀平野の平坦地を併せ持つ豊かな自然を生かして、農業が盛んな県として発展してきました。

農業は、元来食料の供給という重要な役割を担っており、農産物の品質の確保と安定的な供給のためには、化学的に合成された肥料や農薬(以下、「化学肥料」、「化学合成農薬」という。)の適正な使用は欠かすことができないものの、過度な依存によって、河川や地下水等の水質や土壌、生態系への負荷が懸念されています。

また、近年の急速な地球温暖化に伴い、大規模災害の頻発化や異常気象等の気候変動により農産物の生産に影響を与えています。さらに、化学肥料原料価格の高騰などといった新たな問題にも直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らして、環境への負荷が少なく、より安全・安心な農産物の生産を行う、有機農業<sup>\*1</sup>や、特別栽培<sup>\*2</sup>などの、いわゆる環境保全型農業<sup>\*3</sup>の取組を拡大し、持続可能な農業を推進していくことが重要となっています。

このようなことから、本県では、県政運営の基本となる「佐賀県総合計画2019」及び県農政の基本的な指針である「佐賀県『食』と『農』の振興計画2019」において、「環境保全型農業の取組」を推進項目の一つとして位置付け、国や県独自の支援策等を実施しながら取り組んできたところです。中でも、有機農業については、化学合成農薬や化学肥料を全く使用しない生産方法で、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すとともに、その取組拡大は、農業施策全体において国連の持続可能な開発目標(SDGs<sup>\*4</sup>)の達成にも貢献するものであり、環境保全型農業のけん引役として、本県における持続可能な農業の推進やイメージアップにも寄与する取組であることから、その積極的な推進に努めてきたところです。

一方、国においては平成18年12月に「有機農業推進法」が施行、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定され、また、国内外でのSDGsや環境に対する関心の高まりから、農業生産においても化学合成農薬・化学肥料の使用量削減等の環境負荷低減が求められる中、令和3年(2021年)5月には「みどりの食料システム戦略」が策定され、令和32年(2050

年)までに有機農業の取組面積を耕地面積の25%に拡大するという目標が掲げられました。さらに、これを進めるため「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が令和4年7月に施行、令和4年9月に「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」が策定されました。

これらのことを踏まえ、本県の有機農業の推進を引き続き行うため、計画を改定し、今後本県が取り組む有機農業の推進に係る施策をとりまとめました。

市町や農業団体等において、この推進計画が地域に即した有機農業の取組を進める際の参考として活用されることを期待しています。

---

#### ※1 有機農業

有機農業推進法第2条で定義される、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」をいいます。

なお、有機農業により生産される農産物には、有機JAS認証農産物や特別栽培農産物（無農薬・無化学肥料栽培）などが含まれます。

#### ※2 特別栽培

農産物の栽培期間中、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を、県内の一般的な栽培方法（いわゆる慣行栽培）に比べ、5割以下に低減した栽培をいいます。

#### ※3 環境保全型農業

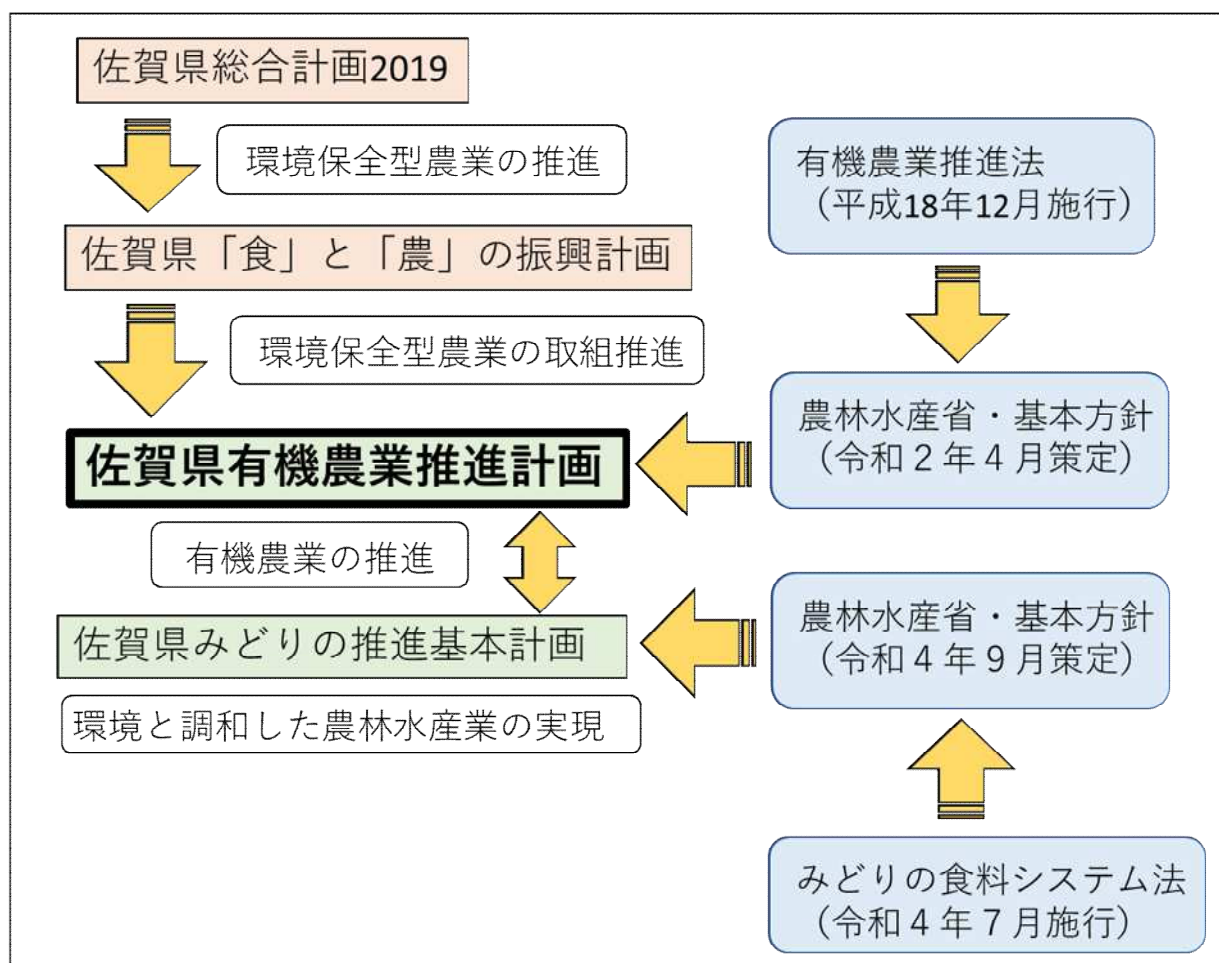
農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などを留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

#### ※4 SDGs

令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標のことで、飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定しています。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められます。SDGsはSustainable Development Goalsの略。

農業は、地球環境と密接に結びついている産業であり、環境保全型農業の取組はSDGsの達成に貢献できます。

## 推進計画の位置づけ



## 2 計画の期間

この推進計画の期間については、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

## 第2 有機農業の現状と課題

本県では、これまでに、環境保全型農業の取組拡大に向けた各種施策を実施してきました。

特に、有機農業では、消費者の有機農業に対する理解度向上や有機農産物の認知度向上を図るとともに、消費者が有機農業や有機農産物に関する情報を入手できるように各種情報を発信することが重要です。

このことから、有機農業等をテーマとした「食と農をつなぐ映画祭」(H25

～H28) をC S Oと連携して開催するなど消費者への普及・啓発を行い、また県ホームページ「有機農業ステーション」では有機農業に関する情報発信に努めてきたところです。

この結果、平成25年度の有機農業では93戸の農業者が138haで栽培に取り組まれていましたが、令和3年度には、104戸の農業者が米を中心に、露地野菜、茶、みかんなど187ha で栽培に取り組むなど、徐々にではありますが栽培面積は増加しています。

しかしながら、有機農業は栽培を始めてから技術が安定するまでの期間は品質や収量が不安定であることや、農薬の散布作業は必要ないもののその代替技術として除草作業等に多くの労力を要すること、さらには農業者によって取り組む技術が多種・多様であり、県が支援しにくい場面が多いことがあります。

また、販売面では、適正な価格で販売可能な取引先を開拓することが難しいことなど克服すべき課題を抱えています。こうした課題に対応しながらその推進を図っていく必要があります。

### 第3 有機農業の推進に関する目標

本県では、環境保全型農業に必要な生産から加工、流通にわたる支援を行い、その取組を促進しているところです。

中でも、有機農業は環境保全型農業のけん引役というべき取組でもあることから、今後とも農業者をはじめ関係機関、団体等と連携しながら推進に努めることとし、次のとおり目標を設定します。

#### 1 農業者の取組拡大

農業者が新たに有機農業にチャレンジしたり、また、有機農業者が栽培面積を拡大できるようにするため、農業者の取組意欲の向上や販路拡大のための取組等を進めるとともに、国や県独自の支援策などを講じながら農業者の取組拡大に努めます。

有機農業に取り組む面積の目標

令和3年度（現状） 187 ha → 令和8年度（目標） 230 ha

## 2 技術開発等の促進

県内には、地域の気象や土壌条件、過去の経験等を踏まえ、独自の技術に様々な工夫を凝らしながら、安定した生産と経営を確立している有機農業者が育ちつつあります。

農業系試験研究機関や農業技術防除センター、農業振興センター等が相互に連携して有機農業に関する試験研究を促進し、開発された技術の普及に努めます。

## 3 消費者の理解の促進

関係機関等との連携・協力を得ながら県内の有機農業や有機農業者、有機農産物に活用できる情報を入手できるように、県で開設しているホームページ「有機農業ステーション」の情報をさらに充実させ、引き続き、情報発信を行います。

# 第4 施策の展開方向

## 1 農業者の取組拡大

### (1) 農業者の取組意欲の向上

有機農業グループ等が農業者に対し行う、有機栽培技術に関する指導等の取組を支援します。

また、県関係機関、市町、農業団体等の関係機関が連携し、研修を希望する新規者へ受け入れ可能な既存の有機農業者・グループを紹介する仕組みづくりを行います。

これらに加えて、引き続き、優良事例や生産技術から販路確保にいたる情報提供、研修会の開催などにより、農業者の取組意欲の向上を図ります。

### (2) 農業者の取組拡大に向けた支援

有機農業を実践する場合には、土づくりや除草・病害虫対策に多大な労力を要するため、土づくりの効果が高い堆肥の利活用を行う上で、必要となる良質な堆肥の生産や堆肥の広域流通を推進するとともに、有機農業に係る資材情報の提供に努めます。また、広く発生予察情報の提供を行います。

さらに、有機農業を行うには生産経費が嵩むことが取組につながらない

要因となっています。

そこで、有機農業に係る経費の負担を軽減するため、環境保全型農業直接支払制度の活用による支援を国・市町とともに行います。

また、引き続き、有機農業者に対して有機 J A S 制度や栽培管理や認証に関する助言を行うことができる指導員の育成、指導員による現地指導などを行います。

### (3) 有機農業の産地づくりに向けた推進

有機農業推進のモデル的な地区の創出を図るため、有機農業の拡大や有機農産物の学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民と一体となり推進する体制づくりなど、市町等の取組を国と連携して推進します。

### (4) 販路拡大のための推進

消費者の需要が多様化する中で、国内外において拡大する有機食品市場に対し、有機農業の取組拡大により安定供給を図っていくため、国と連携するとともに農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者の有機農産物等の購入に関する意識向上、有機農産物等を入手できるような環境づくりに努めます。

#### (具体的取組)

ア 消費者が有機農産物等を入手できるようにするため、県ホームページの「有機農業ステーション」に有機農産物の購入先の情報などを追加し、内容の充実に努めます。

イ 国や各関係機関等が開催する流通業者との情報交換会及び商談会の情報提供や実需者と農業者のマッチング推進に努めます。

また、有機 J A S 認証の必要性については、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえて必要に応じ認証を取得できる環境づくりとして、有機 J A S 制度に関する研修機会などの提供や助言、認証に係る申請料の一部助成の支援（農産物・加工品）を行います。



## 2 技術開発等の促進

### (1) 有機農業に関する試験研究の促進

県では、これまで有機農業の技術を普及するため、化学合成農薬に代わる雑草対策や病害虫防除対策、化学肥料に代わる施肥管理方法などを取りまとめた栽培マニュアルと、県内の有機農業者から聞き取りした実践技術を取りまとめた事例集を作成し、有機農業の推進に活用してきたところで

す。

今後とも、農業試験研究機関や農業技術防除センター、農業振興センター等が相互に連携しながら、県内外の実践事例を収集し検証するとともに、個別技術の評価を行い、一定の収量、品質を安定的に確保するために必要な栽培技術の確立に努めます。

また、「さが有機農業塾」等の研修会を通じて、試験研究の成果情報の提供に努めます。

### (2) 有機農業に関する栽培技術の普及

栽培技術については、農業試験研究センター、農業技術防除センターと農業振興センターが連携を図りながら、有機農業に関する技術相談への対応や、試験研究機関で開発された技術の普及に努めます。

## 3 消費者の理解の促進

有機農業や表示制度に対する消費者の理解醸成と関心の向上、信頼の確保を図るため、消費者が有機農業や有機農業により生産される農産物に関する情報を入手できるように、国や市町と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、以下のような取組を推進し、有機農産物等に対する需要が喚起されるよう努めます。

(具体的取組)

ア J A S 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示制度、特別栽培農産物の表示ガイドライン等との違いについて、消費者や関係者への情報提供に努めます。

イ 学校給食での有機農産物等の利用など有機農業を地域で支える取組のモデル創出、消費者への周知に努めます。

## 第5 推進体制の整備

### 1 県における推進体制

有機農業の推進のために必要な施策を、生産、流通及び販売の各側面から、計画的かつ一体的に推進するとともに、これらの効果を高めるため、施策を担当する関係課、技術の開発を担う試験研究機関及び農業者に対する普及指導を行う普及指導機関で引き続き連携して取り組みます。

また、農業者が抱える課題の把握や、その対応を行う支援体制の整備に努めます。

### 2 市町、農業団体、民間等との連携

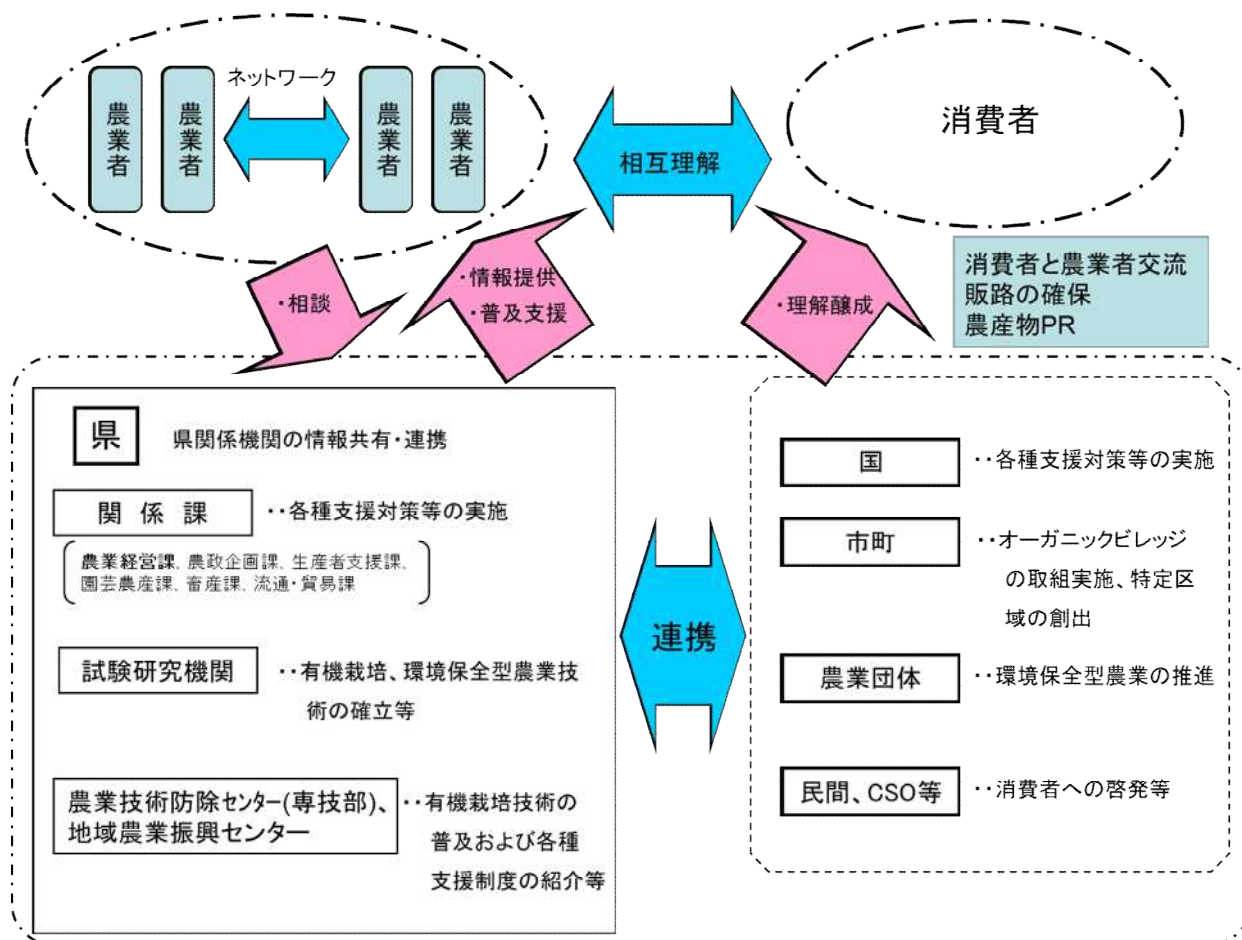
#### (1) 市町及び農業団体との連携

有機農業の推進に関する施策について、引き続き、市町及び農業団体と情報交換を図り、連携に努めます。

#### (2) CSO（社会市民組織）等との連携

消費者の有機農業に関する普及・啓発について、有機農業者と消費者の交流をしている団体等との連携に努めます。

## 有機農業の推進体制図



## 第6 その他有機農業推進に必要な事項

### 1 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、様々な場面で有機農業者や消費者、流通業者、学識経験者等の意見等を踏まえるなどをして幅広い取組の検討を進めていきます。

### 2 調査の実施

施策や試験研究等の参考とするため、必要に応じて市町、農業団体、流通業者、登録認証機関、有機農業者等の協力を得て、有機農産物の生産、流通の動向等の情報、取組事例、その他の有機農業の推進のために必要な情報等の調査を実施します。

### **3 推進計画の見直し**

この推進計画は、令和5年度から4年間を計画期間として定めるものですが、達成状況を確認するとともに国の基本方針の見直しや情勢の変化などを踏まえ、随時見直しを検討します。